

立川市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）の公布による。

立川市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例の一部を改正する条例

立川市介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例（平成12年立川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(貸付けの対象)</p> <p>第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、当該被保険者が法第51条に規定する高額介護サービス費又は法第61条に規定する高額介護予防サービス費（以下「高額介護サービス費等」という。）の支給対象となる法第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス及び同条第26項に規定する施設サービス（以下これらを「サービス」という。）を受け、当該サービスに要した費用を支払い、又は支払うことを要する者で次の各号に掲げる要件を有するものとする。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p>	<p>(貸付けの対象)</p> <p>第2条 資金の貸付けを受けることができる者は、当該被保険者が法第51条に規定する高額介護サービス費又は同法第61条に規定する高額介護予防サービス費（以下「高額介護サービス費等」という。）の支給対象となる法第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス及び同条第23項に規定する施設サービス（以下これらを「サービス」という。）を受け、当該サービスに要した費用を支払い、又は支払うことを要する者で次の各号に掲げる要件を有するものとする。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。